地主對小作人ノ義ヲ絶滅スルニハ田地ヲ國有トスルカ自作農ノトスルカ種々ノ方法モアルナランガ差當リテハ小作人ノ收入ヲ職工ト同様ノ收入ニ釣リ上グルコトナリ然ラザレバ小作人ハ都會付近ノ工場ニ集中シ農村ハ荒廢ニ歸スベシ

4、

長崎 縣小作爭議

全部解決

長崎縣の小作爭議は大正九年十月東彼杵郡江上村に起り同十年八月同郡折尾瀬村、同十年十二月北松浦郡平戸村、同十一年三月東彼杵郡崎針尾村の四箇所で紛擾の原因は

戰後財界の不況に伴ひ農産物價格が極度の低落を來し農業好況當時生活の向上に依る小農業者の經濟を脅かすに拘らず工業勞働の利得の多大なるを見て小作人等が一種の思想に促され地主に對して小作米の減額を要求し一時其の紛擾を脱せんとしたのにある

爭議に關係した地主と小作人の數を見るに

江上村が地主五十人小作人二百五十人、折尾瀬村が地主百三十五人小作人三百七十人、平戸村が地主四人小作人十人、崎針尾村が地主二十八人小作人四十人、合計地主二百九人小作人六百七十人

で小作人が相互に固執した主張を擧ぐれば

小作人は農産物が異常に低落しても肥料其の他の投資額は増加するばかりで收支相償はないのに小作料が從來の率を墨守して居るのは時代錯誤であるから軽減して貰ひたい若し要求が容れなかつたら小作地を返還すると絶叫し

地主側では

農産物低落に依つて受くる影響は地主も小作人も同様である我々は公課が年々增加し負擔に苦みつゝあるに小作人等に説れる近代思想に煽られて却つて獻身的に農事を努めず自ら困窮を招くのみ今少し耕耘肥培に盡さば作物の増收に依り收支相償ふに至らん徒に財界不況に藉口して小作料の輕減を強要するは不穏當である

といふのである斯くして彼等は或は個人的に或は團體的に代表者を選出し或は居村當局を介して二割乃至三割の輕減を要請したのである其の結果として

江上村は小作料五分乃至八分を輕減すること、なり▲折尾瀬村は小作米包裝用俵類は地主より小作人に供給すること、輕減すべき箇所は各部落の地主小作人が誠意を以て協定すること▲平戸村は地主の態度強硬にて他村から小作人を呼び寄せ從來の小作人を解傭することゝした▲崎針尾村は地主が一歩も讓らないため小作人の氣勢挫折

大辻坑事件の

鑛夫同盟會員求刑

三被告に對して各懲役六月

麻生久氏もワザく西下して辯護席に着く

去る六月廿五日福岡縣遠賀郡香月村大字大辻炭坑に演ぜられた勞働爭議に依る淺原健三と共に

宣傳ビラ

を配布した

勞働被告甲斐近(二三)荒川勝吉(二七)前田五十鈴(二三)の三名に對する傷害被告事件の第三回公判は十四日午後一時から小倉區裁判所第一法廷で開かれた之れより先き官憲から社會主義者と睨まれてゐる東京西巣鴨堀内なる辯護士麻生久氏は本件辯護の爲め態々西下し鮎川大和(勝)二辯護士と共に席を並べて傍聽席には淺原健三が始め滿員の姿で折柄差し込む眞夏の日足は窓から傍聽者の頭上を掠めて

宛然釜中

の思ひを爲しつゝ熱心な傍聽振りであつた當日三被告の内前田五十鈴は病氣の爲め出廷せず先づ鮎川側辯は甲斐荒川の兩被告に對して訊問を遂げ次ぎに藤原檢事の論告に入るや被告等は六月二十五日坑夫同盟會員勸誘の爲め十數名と共に大辻炭坑に乘込み宣傳ビラを配布中同坑人夫係と爭鬪し第一方では先年の米騷動を想起せしめ社會の保安を害し坑夫側に四名の

重輕傷者

をさへ出さしめたもので公訴事實は極めて簡單である之れを被告側に言はしむれば當時坑夫側では此の事あるを豫期し手に兇器を携へ數十名が鬨の如く被告等を包圍したので已むなく之れに對抗したもので正當防衛であるさ主張してゐるが被告等こそ之れを豫期して同所に赴きたるは明かで坑夫側における當時の用意振りに見ても分る又被害者の數も

損傷程度

に於ても坑夫側が甚大である被告等は宣傳の主旨に充分の理解あるものではないから宣傳ビラ配布に關し治安を害した罪や損傷其他手段の是非當

鑛山勞働者

家計調査協議會

今秋九、十、十一の三個月間を期し實施すべき鑛山勞務者の全國鑛山勞働者家計調査の協議會は四日午前九時から福岡鑛務署に於て開催し同署管内重要鑛山二瀬、三池、大ノ浦、明治、飯塚、嘉穗、鯰田、相知、杵島、高島、三井田川、神ノ山、新手、蘆鑛(?)、横峰、峰地、上山田、上三緒(?)、佐賀關の十八鑛山より人事に關係ある代表者出席し三井鑛山(?)長崎縣係長外係員列席の上協議を進め先づ以上鑛山を石炭金屬佐賀關(製鍊)の三種に分ち勞務者の各業務別に依り調査すべき世帶數を定め正午に會し調査事項左の如し

△二瀬、三池、大浦、明治、飯塚、鯰田、峰地、相知、杵島、高島、三井田川の十一鑛山は三十世帶

△神ノ山、新手、蘆鑛(?)、横峰、馬上、上串木野の六鑛山は各二十世帶

△佐賀關製錬所十五世帶

さし合計四百四十五世帶を調査するこさなり選ほ左の如き規程の下に調査する筈である

△炭坑(三十世帶)の部

坑内 採炭夫十二世帶、支柱夫四世帶、運搬夫六世帶(計二十四世帶)

坑外 運搬夫二世帶、器械工作夫三世帶、雜夫一世帶(計六世帶)

△炭坑廿世帶の部

坑内 採炭夫六世帶、支柱夫三世帶、運搬夫二世帶、器械工作夫二世帶、雜夫一世帶(計十四世帶)

坑外 炭坑三十世帶の分に同じ

△金屬坑の部(二十世帶)

坑内 採鑛夫四世帶、支柱夫、運搬夫、器械、工作、各二世帶、雜夫無し(計十一世帶)

坑外 製煉夫、運搬夫各二世帶器械工作夫三世帶、雜夫二世帶(計十世帶)

△佐賀關十五世帶

製錬夫五世帶、運搬夫三世帶、器械、工作夫四世帶、雜夫三世帶(計十五世帶)

日本勞働總同盟員

數十名の暴漢に襲はる

同盟員解雇の交渉に赴いて

田川地炭坑の騷ぎ

日本勞働總同盟光吉悦心外數名は九日午前二時頃福岡縣田川郡糸田村豊前二田炭坑で暴漢の爲め袋叩きにせられ光吉は全身數ケ所に治療三週間を要する打撲傷を蒙つた原因は總同盟一派の福山正利が田邊正義さ偽名し巧に該坑に坑夫さして入込んで居たが去る八日に至つて坑側で感知し直に解雇したる爲め光吉一派は八日夜同炭坑を訪問し人事係に會見し交渉を開始したが一向要領を得ないから引揚げ中再び炭坑を訪問せんとした所途中に於て數十名の暴漢に襲はれたもので暴漢は途中で袋叩きにした上更に同炭坑事務所に引摺込み暴行を加へたとの事で後藤寺署から急報により警官數名が現場に急行目下嚴重取調中であるが同總同盟淺原健三氏は九日午前九時後藤寺署に出頭し殆傷害事件の模様を聞き十時二十分後藤寺驛發の列車にて上野村赤池に引揚げた道に擦して棍棒鶴嘴其他の兇器を以て光吉等を毆打し同人等に治療三週間を要する重傷を與へた後藤寺署では急報に接し直に本村山兩巡査を馳けて加害者を取押へ後藤寺署に引致し嚴重取調中である

宮崎 縣の小作爭議

燎原の火の如く全國に蔓延した小作爭議は宮崎縣下の各地にも勃發して小作人の態度頗る強硬なるものがあるより小作地返還の擧に出づるもの續出し事件は非常の紛糾を釀した事は屢報道した如くであるが此の土地返還の問題は關係する處極めて廣く、之に因つて耕地の荒廢、小作人の休業、其他地方の各方面に重大なる影響があつた、今此の問題に就き縣の調査する所に依れば

昨年九月以降今日に至る十箇月間の宮崎縣に於ける小作地返還件數は實に八百五件に上り其返還地面積は田地百三十町歩、畑地百四十町歩計二百七十町歩を算し之が問題に關係した地主の數は三百二十人、小作人は九百七十人といふ多數を數へてゐる

而して此の返還の原因を見るに主として經濟的原因に基くものであつて時代思潮に原因するものは殆んど皆無で爭議は組織的に行はれてゐる

其の經濟的原因に基く爭議の具體的事情を見るに

小作人より小作料の減額を請求したのに對し地主が之を拒絶した事と今一ツは小作に依る收入よりも商業、工業其他の職業に依つて得られる收入の方が大なるを認め隨つて他に轉業する所から小作地を不用として返還するに至つたものである(宮崎)